

施設等利用費の請求方法について（償還払い）

償還払いは、施設の利用料を保護者が施設にお支払いただき、施設等利用給付の対象となる額を保護者が市へ請求することで、市が保護者へ支払う方法です。

★ 請求書の書き方について

- ・ 施設等利用給付認定保護者（請求者欄）は自署ください（印は省略可）。
- ・ 請求は、月ごと、数カ月ごと、半期ごと、年度末まで一括等が可能です。
- ・ 複数回請求書を提出される場合は、当課ホームページからダウンロードの上、ご使用ください（当課窓口でもお渡します）。
- ・ 請求書は、事業内容ごとに①～③の様式をご利用ください。
- ・ 請求書の請求額を間違えると給付できませんので、書き方をよくご確認の上、請求してください。
- ・ 毎月15日を締日とし、審査のうえ給付対象と認められる方のみ、翌月25日（25日が休日の場合は、前営業日）にお支払いします（15日必着。閉庁日の場合は、翌開庁日）。振込通知は行いませんので、通帳記帳による確認をお願いします。
- ・ できるだけ年度末までに、年度内の請求を完了してください。3月分は、4月15日までに請求してください。
- ・ 請求できるのは領収日から2年以内です。2年を超えると請求することができませんので、ご注意ください。
- ・ 施設等利用給付対象のお子様複数いる場合は、お子様1人につき1枚の請求書を提出してください。
- ・ 1枚の請求書では、同年度内の利用料であればまとめて請求できますが、複数年度分を1枚にまとめることはできません。
- ・ 施設等利用給付認定を受けていない期間の利用料は、給付対象にはなりません。
- ・ 施設等利用給付は、利用料全額が給付対象になるものではありません。
事業内容により上限額が設定されておりますので、確認のうえ請求してください。
- ・ 施設等利用給付認定を受けていても、利用給付が受けられる施設として確認されていない施設の利用料は、給付の対象になりませんので、ご注意ください。
- ・ 三木市以外で認定を受けている場合は、認定を受けた市へ請求してください。
- ・ 請求に必要な書類は、**三木市教育委員会 教育・保育課** へご提出ください。窓口にお越しの場合は、念のため印鑑をご持参ください。

① 新1号の請求について

- ・ 対象施設 私立幼稚園（新制度未移行園）、国立大附属幼稚園、特別支援学校幼稚部
- ・ 対象児童 新1号の認定を受けた児童
- ・ 月額上限額 私立幼稚園（新制度未移行園）：25,700円
国立大附属幼稚園：8,700円
特別支援学校幼稚部：400円
- ・ 請求に必要な書類 請求書
施設が発行した提供証明書（原本）
領収証（写し）
- ・ その他 月額利用料（保育料）に加え、入園初年度のみ入園料を上乗せして請求することができます。入園料÷在籍した月数＝月額相当分（100円未満切り捨て）を6-b欄に記入してください。

② 新2号・新3号で預かり保育を利用した場合の請求について

- ・ 対象事業 認定こども園、幼稚園の預かり保育
- ・ 対象児童 認定こども園の1号認定子どもや幼稚園に通園中で、新2号・新3号認定を受けて**在籍施設の預かり保育**を利用した場合
- ・ 月額上限額 新2号（3～5歳児）：11,300円
新3号（非課税世帯の0～2歳児）：16,300円

在籍施設の預かり保育の上限額は、490円×預かり保育の利用日数が月額給付上限額です。教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満、または、年間提供日数（平日、休日、長期休業期間の合計）が200日未満の施設に在籍している場合は、預かり保育に加え、認可外保育施設や一時預かり保育、育児ファミリー・サポート・センター等の利用についても、給付の対象となります。
- ・ 請求に必要な書類 請求書
施設が発行した提供証明書（原本）
領収証（写し）
活動報告書（原本）※育児ファミリー・サポート・センターを併用した場合のみ
- ・ その他 新1号+新2号・新3号の児童について、幼稚園の月額利用料や入園料については、①の請求書を提出してください。預かり保育分についてのみ、②で請求してください。

③ ②以外の新2号・新3号の請求について

- ・ 対象事業 認可外保育施設
一時預かり保育
病児保育
育児ファミリー・サポート・センター
- ・ 対象児童 新2号・新3号の認定を受けた児童で、認可外保育施設に在籍している、または、特定の在籍施設がなく、一時預かり保育、病児保育、育児ファミリー・サポート・センター等複数併用した場合
- ・ 月額上限額 新2号（3～5歳児）：37,000円
新3号（非課税世帯の0～2歳児）：42,000円
- ・ 請求に必要な書類 請求書
施設が発行した提供証明書（原本）
領収証（写し）
活動報告書（原本）※育児ファミリー・サポート・センターを併用した場合のみ
- ・ その他 活動報告書の控えが必要な場合は、コピーを保管してください。

請求書提出先：

三木市教育委員会 教育・保育課

〒673-0492

三木市上の丸町10-30

TEL：0794-82-2000 内線3548